平成３１年４月１８日

　保護者各位

暴風警報・特別警報発表時の対応について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日進市教育委員会

　暴風警報・特別警報（以下「暴風警報等」という。）が発表された場合または発表されることが見込まれる場合の対応については、次のとおりとします。

１　登校前

（１）午前６時の時点で「日進市」に暴風警報等が発表されている場合は、終日休業とします。

（２）台風が接近してきているが、児童生徒の登校前に「日進市」に暴風警報等が発表されていない場合は、登校させるかどうかを台風の接近状況等から各家庭で判断してください（登校を見合わせた場合は、その旨を保護者から学校に報告してください。）。

（３）午前６時から登校前までに暴風警報等が発表された場合も、終日休業とします。

２　登校中

（１）登校中に暴風警報等が発表された場合は、そのまま登校することになります。

（２）保護者、地域の方等が付き添って登校しており、暴風警報等が発表されたことを把握できた場合は、保護者、地域の方等がそのまま登校させるか、または帰宅させるかを判断してください。（帰宅することとした場合は、帰宅することを判断した人がその旨を学校に報告してください。）

３　在校中

　　在校中に暴風警報等が発表された場合は、次の方法のうち学校長の判断により、最も安全な方法をとります。

（１）学校に留めおき、暴風警報等が解除された後に安全を確認したうえで下校させる方法

（２）保護者に引き渡して下校させる方法

（３）その他安全な方法

４　下校中

　　下校中に暴風警報等が発表された場合は、原則としてそのまま下校することになります。ただし、そのまま下校することが危険と判断した場合は、学校に戻るか、または近くの公共施設等に避難することになります。

５　その他

　　暴風警報等が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保が困難となることが予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに、天候、通学路の状況等から判断し、学校長が休業を決定することがあります。

※　備考

　　台風が接近している場合は、原則として給食を中止します。（前日までに文書等で連絡します。）

　　この場合、午前６時までに警報が解除されたときは、弁当持参で平常授業となります。

　　また、登校時に暴風警報等が発表されておらず、登校が可能な場合は、弁当持参で登校させてください（登校後は３の対応となります。）。